

安全保障理事会決議 1885 (2009)

2009 年 9 月 15 日、安全保障理事会第 6188 回会合にて採択

安全保障理事会は、

リベリアおよび準地域の事態に関する安保理決議ならびに議長声明、とりわけ決議 1836 (2008)、決議 1626 (2005)、および決議 1509 (2003) を想起し、

2009 年 8 月 10 日の事務総長報告書 (S/2009/411)、同様に彼の 2009 年 6 月 10 日の特別報告書 (S/2009/299) を歓迎し、また、その両方の報告書の中の勧告に留意し、

リベリア政府の、さらなる国民的和解および経済回復、並びに汚職と戦い、さらに効率と良い統治を促進しようとする努力、とりわけ天然資源に対する政府の支配を強固なものとし、また、土地改革の重要な問題に対処するという関連で取られた措置を歓迎し、

リベリアの国民に対して、国民的和解の計画表を前に動かし、また、リベリア紛争の根本的な原因についての建設的な国民の対話に従事する重要な機会を提供する、真実と和解委員会の作業の結論に留意し、

リベリアおよび準地域における永続的な平和が、十分に機能した持続可能な治安と法の支配部門を必要とすることを確認し、また、リベリア国軍およびリベリア国家警察を開発し、専門化することにおける継続した進展に留意し、

中核となるリベリア国家警察および国家安全保障戦略についての達成条件を含む、国際連合リベリア・ミッション (UNMIL) の漸減段階の達成条件を想起し、また、これらの分野における進展が依然として遅いことを懸念を持って留意し、

暴力的な犯罪を含め、すべての部門にわたって、重大な課題が残されていることを確認し、

UNMIL を含め、すべての平和維持活動を緻密な再検討の下に置き続けようとする事務総長の努力を歓迎し、また、国際連合平和維持活動に関する 2009 年 8 月 5 日付の安保理議長声明 (S/PRST/2009/24) と一致し、安保理が、平和維持の展開の厳格で、戦略的なアプローチを追及する必要性を強調し、

国際共同体、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) およびアフリカ連合 (AU) の継続的

な支援に対する賞賛を表明し、

リベリアを含む、準地域に対する、とりわけ麻薬取引、組織犯罪および非合法的な武器により与えられる脅威に懸念を持って留意し、

リベリアでの平和と安定の維持に対する継続し、かつ重要な貢献により、事務総長特別代表のリーダーシップの下での、UNMIL の活動を賞賛し、また、準地域内の国境地帯での安全保障活動の調整での、UNMIL と国際連合コードジボアール活動(UNOCI) との間および、近隣諸国政府との間の緊密な協力を歓迎し、

リベリア国家選挙管理委員会の2011年10月の大統領および議会総選挙へ向けての準備、また実施においての必要条件を評価したニーズ評価ミッションの結論に留意し、並びに選挙の準備および実施の責任は、国際共同体の支援と共に、リベリア当局にあることを強調し、

2006年9月12日、2007年8月9日および2008年3月19日の事務総長報告書に定められた達成条件へ向けて成し遂げられた進展を歓迎し、

「女性、平和および安全に関する決議」1325(2000) および 1820(2008)を想起し、また、あらゆる性的な暴力を非難し、またさらに、リベリア政府の協力をともなう、市民、とりわけ子どもと女性の権利を促進し、保護する UNMIL の継続した取組を歓迎し、政府の決議 1325(2000)の履行のための戦略的用意ができていることに賞賛を表明し、ジェンダーに基づく暴力および性的な搾取並びに虐待の深刻な問題に対処するための課題が残されていることを確認し、また加盟国に対し、この活動に対し政府に対する支援を拡大するよう求め、

独立人権国家委員会を構成するための努力を促進するようにリベリア当局に奨励し、

法廷の作業の進展に伴う定期的な再検討を条件として、シエラレオネ特別法廷の安全のための UNMIL の支援の継続した必要をくり返し表明し、

リベリアの情勢は、当該地域の国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていると決定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 国際連合リベリア・ミッション (UNMIL) の職務権限が、2010 年 9 月 30 日まで延長されることを決定する。
2. UNMIL に対し、後方支援、とりわけ遠隔地へのアクセスの促進を提供し、国際的な選挙支援を調整し、また、平和的な選挙の実施に資するような雰囲気醸成においてリベリアの機関や政党を支援することにより、2011 年の大統領および議会総選挙においてリベリア政府を支援する権限を与える。
3. 選挙へ向けての準備を促進するために、選挙区の区割りや提案されている憲法改正を含め、選挙の法的制度に関して未解決の問題に最終的に決着がつくことを確実にするようにリベリア当局に求める。
4. さらにまた、自由で公正、紛争の起こらない選挙の実施が、UNMIL の将来の漸減の中核となる達成条件であるとの事務総長の勧告を承認する。
5. 決議 1609 (2005) の条項に従い、UNMIL と UNOCI の間で、必要があれば、一時的に部隊を再配置する権限を事務総長に与える意図を再確認し、この点に関し、部隊提供国に対し、事務総長の活動を支援するよう求める。
6. UNMIL の段階的削減の第三段階として、2009 年 10 月から 2010 年 5 月に、2,029 名の軍事要員、3 機の攻撃ヘリコプターおよび 72 両の装甲兵員輸送車を帰還させ、7,952 名の部隊をリベリア国内、250 名をシエラレオネ特別法廷の、8,202 名の軍事力を UNMIL に残し、また、UNMIL の警察部門は現在の許可された勢力を維持するとの、彼の 2009 年 6 月 10 日の特別報告書 (S/2009/299) の中の事務総長の勧告を承認する。
7. 事務総長に対し、リベリア政府との協議のうえで、達成条件の達成に向けて活動を調整するための、戦略的で統一的な計画を策定し、安保理に提出するよう要請し、また、紛争後の情勢に対する効果的な対応を達成するために、平和創造、平和維持、平和構築および開発の間に一貫性があり、統合されていることの必要性を強調した 2009 年 7 月 22 日 (PRST/2009/23) および 2009 年 8 月 5 日 (PRST/2009/24) の安保理議長声明を想起し、事務総長に対し、リベリアにおける調整された国際連合のアプローチの達成へ向けた進展の表示、また、とりわけ平和構築の目的の達成の決定的な隔たりについて、彼の報告書の中で提供するよう要請する。
8. 活動の軍事的な概念と交戦規則が定期的に更新され、また、この決議の規定と完全に一致することの重要性を強調し、事務総長に対し、安全保障理事会および兵力提供諸国

に対しそれらについて報告するよう要請する。

9. さらに事務総長に対し、中核となる達成条件、とりわけ 2011 年の選挙への準備の進展とリベリア国家警察の能力の構築へ向けてなされた進展、の進展の監視を続け、また、安全保障理事会に対し定期的にその進展を報告するよう要請する。
10. リベリア政府に対し、UNMIL、国際連合国別現地チームおよび国際協力機関との調整のうえで、完全に独立して機能する国家の治安および法の支配制度を開発する努力を倍加するよう求め、この目的のために、2009 年 8 月 10 日の事務総長報告書(S/2009/411)の第 29 項に言及されているリベリア国家警察戦略計画を含む、すべての治安および法的開発計画の実施に関する調製された進展を奨励する。
11. さらにまた、事務総長に対し、現地の情勢を定期的に報告し続け、第 2 および 9 項に表明されている事項に関する報告書を 2010 年 8 月 15 日までに提供するよう要請する。
12. この問題に引き続き取り組むことを決定する。